

令和5年度（2023年度）第10回教育委員会（1月定例会）議事録

- 1 日時 令和6年（2024年）1月9日（火）
午前9時30分から午前11時55分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一
委員 木之内 均
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦
委員 三淵 浩
委員 園田 恭子

4 議事等

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について
- 議案第2号 熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
- 議案第3号 熊本県立図書館利用規則の改正について
- 議案第4号 熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第5号 教育庁の役付職員及び県立学校長の人事について
- 議案第6号 教育機関の役付職員の人事について
- 議案第7号 教職員の懲戒処分について
- 議案第8号 教職員の懲戒処分について

5 会議の概要

(1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

(2) 会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第4号から議案第8号までは、人事案件のため非公開とした。

(3) 議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号から議案第3号までを公開で審議し、非公開で議案第4号から議案第8号までを審議した。

(4) 議事

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について

教育政策課長

議案第1号について、御説明します。

提案理由を1ページに記載しています。12月5日の定例教育委員会で、冒頭提案分について報告し、承認をいただいたところですが、翌12月6日に知事から教育委員会に12月定例県議会に追加提案する教育に関する議案について、意見照会がありました。このため、教育委員会に付議する暇がなく、次の2ページにありますとおり、教育長が臨時に代理して「原案どおりで差し支えない」旨の

回答を行ったことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。該当の議案は、3ページに掲載の知事からの依頼文中、「記」以下の項目です。

まず、予算関係の議案について御説明します。4ページから10ページまでが議案本文で、教育委員会関係の予算を11ページ及び12ページに整理しています。11ページは12月補正予算の総括表です。今回の追加提案に係る歳出予算補正については、最下段「教育委員会合計」欄の左から4番目の追加提案分12億6,419万円余の増額です。12月補正予算全体では、冒頭提案分の8,982万円余と合わせまして、13億5,402万円の増額となります。

内訳は次の12ページに記載しています。教育総務費のうち、1の「県立高校魅力化きらめきプラン」は、来年4月に国際バカロレアのMYP（ミドル・イヤーズ・プログラム）の試行を開始する県立八代中学校において、ポストコロナを見据えた学習環境整備のための備品購入に要する経費です。下段の保健体育費のうち、11の「県営体育施設整備事業」は、藤崎台県営野球場の空調設備の改修に要する経費です。それ以外は、全て職員給与費に係る増額補正で、人事委員会勧告等を踏まえた給与改定に伴うものです。

次に、条例等議案についてです。13ページからが議案第55号「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例」になります。こちらは、先ほど触れました給与改定に伴う条例改正です。13ページから46ページまでが議案本文で、47ページ及び48ページに概要をまとめています。

47ページをお願いします。「1 条例改正の趣旨」のとおり、人事委員会勧告等に基づき、一般職の職員の給与及び特別職の職員の期末手当の改定を行うものです。「2 改正する条例」は、(2) 熊本県立学校職員の給与、(3) 熊本県市町村立学校職員の給与、(7) 熊本県教育長等の給与等に関する条例などです。「3 主な改正内容」は、(1) 一般職の職員の給料表を改定し、給料月額を引き上げる、(2) 期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するなどです。

49ページからが議案第56号「熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」です。49ページ及び50ページが議案本文で、51ページに概要をまとめています。「1 条例改正の趣旨」ですが、熊本県立ゆうあい中学校の開校に伴い、当該校に勤務する職員の給与について、関係規定を整備するものです。「2 改正する条例」は、熊本県立学校職員の給与に関する条例をはじめ4つの条例となります。「3 主な改正内容」は3点あり、(1) 夜間学級の業務に従事する教員に適用する給料表について、小中学校の教員に適用される給料表と同様に教職員給料表(3)を適用する、(2) 教員に支給する特殊勤務手当について「夜間学級担当手当」を新設する、(3) 事務職員等に支給する特殊勤務手当について、定時制課程高校と同様に、「夜間定時制勤務手当」の対象とするものです。

事務局からの説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

追加予算ですが、積み上げられたもの、あるいは処遇改善に資するものということで、非常にありがたいと思います。全体については異議ありませんが、元の予算も含めて、例えば働き方改革に向けた予算やホームページの改善に対する予算といったものは全体の予算の中にある程度入っていますか。いろいろな部分の積み上げは分かるのですが、新しく活動をやっていかななくてはいけない部分の

予算は考えられているのか、教えていただければと思います。

教育政策課長

今おっしゃったような働き方改革などの政策的経費は、基本的には当初予算で財政当局と議論していて、新年度の予算で働き方改革に関して、民間コンサルタント等の予算を計上しています。

補正予算に関しては、年度当初に予見し難いものを補正するというのが通常ですので、今回の予算の中には想定されていませんが、新年度の当初予算でしっかり対応していきたいと考えています。

西山委員

新年度予算に向けての動きについては、いつ頃積み上げられて、ある程度具体的な「このようなことをやるのでこれだけの予算を」というのが当初予算に入ってくるとは思いますが、スケジュールはどうなっていますか。

教育政策課長

新年度予算については、今月18日の県立教育センター視察の前に時間をいただく予定ですので、新規項目や予算を増やす項目の概要について、御説明します。

西山委員

新年度予算案は、いつまでに出すのですか。

教育政策課長

予算については財政当局と協議が進んでいて、2月に議会が予定されていますので、その前に知事に御承認いただいて議案として提出します。基本的に今月中にまとめるスケジュールになります。

西山委員

1年間ずっと議論をしてきて、途中がまったく分からない中で、18日にその説明には参加できないのですが、皆で働き方改革に向けて考えて動いているような感覚がないので、都度皆で議論しながら、そのようなアドバイザーを使うといった話をできればいいと思います。よろしくお願いします。

西山委員

もう1点、待遇改善に向けての賃金改定ということで、私は一般職と特別職、県立学校職員という区分がよく分からないので、それを教えていただければと思います。

学校人事課長

いわゆる職員の給与では、大きく分けて一般職と特別職、2つに分かれています。教職員の給与については、一般職の給与の中で、適用される給料表というものが、例えば行政職員については行政職の給料表、教職員については教職員向けの給料表、さらに県立の場合は教育職(2)、小中学校の場合は教育職(3)といった給料表がそれぞれ個別に決まっていて、その給与表に沿って支給がなされている、全体的にはそういう体系になっています。

西山委員

県立学校職員というのは、どういう方ですか。行政職員というのは分かりませんが、採用とかそれ以外の区分ということですか。

学校人事課長

学校では、事務職員と教員、いわゆる先生と大きく分かれますが、事務職員は行政職の給料表、教員については先ほど申しました教育職の給料表ということで、そこは給料表が分かれています。

西山委員

教育職の方は一般職ですか。

学校人事課長

一般職です。

西山委員

特別職というのは、行政職員あるいは事務職員ですか。

学校人事課長

特別職というのは、例えば教育長といった役職に就かれている方が別の給与の適用になります。それ以外が一般職ということです。

西山委員

ほぼ一般職ということですね。

併せて、一般職の部分で昇給になっていて、今回、12,000円など上がっていますが、初任給は今、高卒・大卒でいくらですか。

学校人事課長

行政職、いわゆる事務職員については、人事委員会勧告後、高卒程度で170,900円、大卒程度で202,400円です。

教員については、県立学校・小中学校どちらも同じで226,100円です。

西山委員

これは熊本県だけの金額ですか。全国共通ですか。

学校人事課長

県の条例で規定していて、熊本県だけの金額です。

西山委員

先ほどの昇給額は、全国一律のものですか。

学校人事課長

各県ごとの人事委員会勧告に基づき、各県の条例で定めることになります。

西山委員

分かりました。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第2号 熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

社会教育課長

社会教育課です。資料の1ページをお願いします。議案第2号「熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」の制定について御説明します。

まず、提案理由ですが、本規則の制定については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に付議する必要があるためです。

この規則の制定については、先の12月定例県議会において、こども本の森熊本を設置すること及びこども本の森熊本館長を置くこととした「熊本県立図書館

設置条例の一部を改正する条例」を上程し、可決されたことを受け、教育委員会規則で別途定めるとしていた、条例の施行期日を令和6年（2024年）2月1日とするものです。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

（委員了承）

教育長

ありがとうございます。

○議案第3号 熊本県立図書館利用規則の改正について

社会教育課長

議案第3号「熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則」の制定について御説明します。

提案理由については、先ほどと同じく、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に付議する必要があるためです。

この規則の改正については、こども本の森熊本の設置に伴い、関係規定の整備を行うものです。

それでは、資料4ページの「新旧対照表」に沿って御説明します。第1条にこども本の森熊本を追加し、当該施設の利用に関する規定を設けるとともに、第2条、第3条第2項にこども本の森熊本の休館日及び開館時間に関する規定を設けています。

また、第3条第1項において、こども本の森熊本の設置に伴い、施設及び設備を改修し、視聴覚室は図書館閲覧室内に設置することから、視聴覚室の開館時間は図書館と同様になるため、「視聴覚室」の文言を削除します。

次に、第5条において、利用者がこども本の森熊本の施設、設備及び資料を滅失又は損傷した場合の損害賠償に関する規定を追加しています。

次に、資料の3ページを御覧ください。規則の改正文をお示ししています。下に記載しています附則のとおり、規則の施行日は、令和6年（2024年）2月1日としています。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

三淵委員

第5条の損害を与えた場合の賠償についてですが、別途保険に入るのですか。主な利用者は子どもたちなので、いろいろなことが起こると思います。細かいところが揉め事の元になるのではないかと思います。どのくらいの損害であればどのような対応をするのか、また、多額の場合には、保険から支払われるということがありますか。

社会教育課長

賠償については、こども本の森熊本のコンセプトとして、自由に本に親しむと

ということでありますので、杓子定規に賠償を求めるということはせず、基本的に通常の図書の破れ等は補修することで対応を考えていますので、利用者側に過度な負担を強いることは考えていません。

教育長

保険には入るのですか。

社会教育課長

通常の図書館における対応ということで、こども本の森熊本のために特別に保険に入るということは予定していません。

教育長

そもそも県立図書館は、図書の損傷に対する保険には入っていないのですね。

三淵委員

基本的には、既存の図書館の取扱に準じて対応をされるということで、こども本の森熊本だから特別の扱いをするということではないということでしょうか。

社会教育課長

はい。こども本の森熊本はあくまでも自由に本に親しんでもらう場所ということで、過度な負担を強いることは予定していません。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

教育長

ありがとうございました。

引き続き、よろしくお願いいたします。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和6年(2024年)2月6日(火)教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時55分。